

令和2年11月

城南衛生管理組合議会

廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会

会 議 記 録

令和2年11月城南衛生管理組合議会廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会

開催日時 令和2年11月10日（火）午前10時00分

開催場所 城南衛生管理組合本庁管理棟2階大会議室

出席委員（11人）

丸山久志	委員長
若山憲子	副委員長
亀田優子	委員
清水章好	委員
原田周一	委員
谷直樹	委員
林吉一	委員
今川美也	委員
大河直幸	委員
木本裕章	委員
長野恵津子	委員
松峯茂	議長（オブザーバー）
小北幸博	副議長（オブザーバー）

説明のため出席した者

野村賢治	専任副管理者
西岡正喜	事業部長
栗山淳彦	施設部長
池田道治	安全推進室長
杉崎雅俊	事業部理事
川島修啓	施設部理事
橋本哲也	総務課長
池本篤史	施設課長
白井祥吾	総務課主幹
角田賢祐	施設課課長補佐

事務局

別所尚紀 議会事務局長

議 題

- 1 新型コロナウイルス感染症に関する城南衛生管理組合の対応等について
- 2 ごみ中継施設整備計画について

午前9時54分開会

○丸山久志委員長 おはようございます。

本日は何かとお忙しい中、廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会を招集いたしましたところ、松峯議長、小北副議長並びに委員各位におかれましてはご参集をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

会議の前の連絡事項についてご報告いたします。

本委員会に傍聴の申出及び報道機関より写真撮影の申出がありますので、委員長においてこれを許可しております。

ただ今の出席委員数は11名全員であります。既に定足数に達していますので、委員会は成立いたしました。

ただ今から廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会を開会いたします。

初めに、理事者から挨拶の申入れがございますので、お受けいたします。

野村専任副管理者。

○野村賢治専任副管理者 おはようございます。

本日、廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会が開催されましたところ、委員各位におかれましては、大変お忙しい中、ご参集を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

松峯議長、小北副議長におかれましては、ご多忙の中、ご臨席を賜りまして、誠にありがとうございます。

皆様方には、日頃から当組合の業務運営に対しまして、ご理解とご指導をいただきお礼を申し上げます。

さて、本日も報告をいたしたく存じておりますのは、新型コロナウイルス感染症に関する城南衛生管理組合の対応等について、ごみ中継施設整備計画についての2点でございます。

それでは、委員会資料に沿って担当からご報告をいたしますので、委員各位のご指導、ご意見を賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○丸山久志委員長 ありがとうございます。

それでは、本日の議題に入りたいと思います。

1点目の新型コロナウイルス感染症に関する城南衛生管理組合の対応等についての説明を求めます。

橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 それでは、新型コロナウイルス感染症に関する城南衛生管理組合の対応等について、資料に基づきましてご説明させていただきます。

当組合は、日々欠かすことのできない廃棄物処理を行っております。そのため、まず、当組合や委託業者で感染者を出さないこと、そして、万が一感染者が出た場合でも、当組合の業務が滞ることがないように、新型コロナウイルス感染症対応計画を4月6日に

策定いたしました。

資料の1ページをご覧ください。

1の組合新型コロナウイルス感染症対応計画の策定でございますが、少し感染症対応計画について説明させていただきます。

これは、日本国内で感染者が急増し、管内においても感染者の発生が確認されるなど、各地域で感染者の増加を回避するための行動が求められている状況の中で策定したものであります。

本計画は、手指衛生やせきエチケットや3密の回避といった一般的な感染予防と拡大防止、感染者等発生時の対応など、組合職員の感染防止と組合業務の継続に向けた対策を総合的・横断的に推進するため、新型コロナウイルス感染症対策本部の設置やその業務分担について定めたものであります。

また、必要な見直しを行い、6月8日改訂の第3版では、一般的な感染予防対策のほかに、オンライン会議やテレワーク等による職員の接触機会の低減など、「新しい生活様式」の実践を踏まえた感染予防策や、職員等に感染者等が発生し、各工場の運転を停止せざるを得ない場合における受入れ可能期間や事業継続に最低限必要な人員体制、人員確保のための運転経験職員のリスト化、工場ごとの発生時対応フローを追加した事業継続計画、こちらを盛り込んだ改訂内容となっております。

2の組合の対応体制ですが、4月7日に発出されました新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されましたことを受け、4月17日に組合新型コロナウイルス感染症対策本部を設置しております。本部構成は、本部長に専任副管理者、副本部長に事業部長、施設部長、本部員には事業部理事、施設部理事、各所属長の16名の構成としております。ご覧のとおり、対応計画に基づく感染症拡大防止の徹底や組合業務の継続に向けた対応協議等、計4回の対策本部会議を開催いたしました。

次に、3、ごみの搬入・処理状況ですが、令和2年4月から6月までの間におけるごみの搬入量と前年度の量を表に掲載しております。

2ページをご覧ください。

(1)可燃ごみについては、事業系等が減少しているものの、家庭系が増加したため、総量としては1.4%の増加となりましたが、問題なく処理することができました。

(2)不燃ごみにつきましては、ステイホーム等の影響により、13.8%の増加となったため、旧奥山処分地等にありますストックヤードも活用し、一時仮置きにより対応いたしました。

なお、仮置きしていた不燃ごみについては、リサイクルセンター長谷山において、土曜日の運転を計8回行い、9月20日に処理を完了させたところであります。

(3)資源ごみにつきましては、総量として5.4%の増加となりましたが、適正に資源化処理することができました。

(4)搬入量の傾向については、7月以降ほぼ前年度並みの搬入量となっております。

次に、4、感染予防・拡大防止対策ですが、(1)職員・職場の感染予防として、①職員の健康状態管理、手指衛生、マスク着用及び消毒等の徹底を行っており、職員の風邪症状等の相談、報告体制の強化を図っております。

②「3つの密」を回避した各種会議の開催・縮減については、人が集まることを避け

るため、ウェブ会議を試行し、これまで2回の所属長会議を実施するなどの取組を進めております。

③執務環境の区分化等については、職員同士の接触機会の低減や飛沫感染防止に向けて、職員と職員の上に保護シートやつい立てを設置するほか、執務場所等の分散化を行っております。

④感染症拡大防止対策の徹底については、専任副管理者名等による周知文書を発出し、全職員に対し「新しい生活様式」の徹底を図るとともに、国や京都府の取組等の周知も行き、感染防止及び感染拡大防止の取組徹底に努めております。

⑤熱中症予防行動の取組については、これまでの新型コロナウイルス感染症対策に加え、「新しい生活様式」による熱中症予防の啓発を行いました。

(2) 接触機会低減(在宅勤務等出勤抑制)の取組ですが、①のとおり、4月22日から5月22日までの間に可能な範囲で交代勤務に取り組んでまいりました。交代勤務(在宅勤務及び年休取得者も含む)の実績ですが、この期間中、勤務日延べ日数19日間で、対象者1,757人のうち、延べ人数で345人が実施いたしましたことにより、全体としては19.6%の出勤抑制を図ることができました。

なお、施設部については、工場運転が基本でありますため、可能な範囲での実施となりましたので、ご覧のとおり出勤の削減率は低くなっております。

また、②のとおり、6月15日から在宅勤務を再開し、継続実施しております。引き続き感染及び感染拡大リスクの低減対策に取り組むため、在宅勤務可能な所属の職員にあっては継続実施しておりますが、さらに効果的な在宅勤務(テレワーク)の方法について検討してまいりたいと考えております。

次に、3ページをご覧ください。

(3) 施設見学及びエコ・ポート長谷山の開館状況ですが、感染症拡大防止のため、4月から施設見学の受入れ休止とエコ・ポート長谷山を休館としておりましたが、①エコ・ポート長谷山は6月から開館し、衣服譲渡を再開しております。

②リサイクル工房・教室については7月から再開しております。

③の小学校の施設見学については、9月から再開しており、本日までに6校の実施となっております。

④施設見学については、10月からクリーンパーク折居のみではありますが、自由見学方式という形で再開いたしております。

(4) その他、接触機会や万が一感染者が出た場合の工場運転継続のため、①組合職員と工場運転委託業者職員との動線分離を行うほか、②工場運転委託業者に対しましても予防対策の確認と予防対策強化の要請を行っております。

以上の取組を実施してきましたことにより、今日まで幸いにも1人の新型コロナウイルス感染者を出すことなく、1日も欠かすことなく廃棄物処理事業を継続することができたところであります。

次に、5、環境まつりの中止及び代替イベントの開催ですが、既にご報告させていただきましたとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、環境まつりについては開催を中止したところであります。

しかし、環境まつりの代わりとしまして、10月の3R推進月間に、ウェブ、広報紙、

FMうじを活用し、自宅に居ながらごみ減量や分別について意識を高めていただける環境啓発イベント「3R推進月間イベント」を開催させていただきました。

実施内容として、(1) ホームページでは、特設ページを開設し、処理施設の現場を視聴し、処理の仕組みが学べる動画の掲載や、リサイクル工房住民スタッフによる古着や着物地を活用したエコバッグづくりの動画紹介、クイズ・プレゼント企画などを実施しております。

(2) 広報紙におきましては、組合キャラクターによる3R行動の実践呼びかけや、レジ袋の代わりとして便利なふろしきの包み方の紹介、環境クロスワードクイズ・プレゼント企画などを盛り込んだ内容掲載といたしました。

(3) FMうじにおいては、広報紙発行の翌日の10月7日水曜日午後4時から山本管理者に出演していただき、「組合3R推進月間イベント」のPRを行いました。

(4) その他、クリーンパーク折居の自由見学やエコ・ポート長谷山の衣服譲渡セールを実施したところであります。

なお、クリーンパーク折居の自由見学については、非常に好評でありましたので、開催期間を令和3年3月31日まで延長することにしております。また、要望もございましたので、これまでの平日に加えて、月1回第4土曜日の開催を行うことといたしております。来場された方からは、「ごみの分別の大切さを知った」、「館内のきれいさに驚いた」などの声を頂戴し、好評を得ているところであります。委員各位におかれましてもご周知いただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

また、今年度における組合職員採用試験の実施状況ですが、9月に技術業務職を募集しましたところ、16名の応募があったところです。今年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、第1次試験は、従前の筆記試験に代えまして、エントリーシートによる書類選考を実施いたしております。10月24、25日には面接試験を実施し、2名の最終合格者を出しております。また、行政事務職については、今年度中に採用試験を実施する予定という形にしております。

今後の対応につきましては、ウィズコロナ時代の新しいライフスタイルの定着を図る中で、十分な感染拡大防止対策を講じ、住民生活に1日も欠かせない廃棄物処理事業を継続していきたいと考えているところであります。

説明は以上でございます。よろしく願いします。

○丸山久志委員長 以上で説明が終わりました。

質問はございませんか。

大河委員。

○大河直幸委員 新型コロナウイルス感染症対応計画というのを策定されているわけですよね。6月8日改訂の第3版ができていくわけですけども、私、ちょっと見落としていたら申し訳ないんですが、これは衛管議員の皆さんにはお配りになられているんですか。これ、ペーパーで感染対策というのを頂いたんやけれども、感染症対応計画で工場が止まらんようにやる、業務が止まらんようにやるという計画を持っておられるんやったら、それを配って今日の質疑に当たるとというのが当然なんじゃないかなと思うんです

けど、どうなんですか。そんな配られへんほど膨大なんですか。

○丸山久志委員長 杉崎事業部理事。

○杉崎雅俊事業部理事 失礼いたします。

この新型コロナウイルス感染症対応計画につきましては、特に組合の内部事務、あと、各工場の事業継続計画、事業の継続に向けた、かなり詳細な計画を定めている内容でして、どちらかというと、非常に細かい現場サイドの事務規定を、あと、基本的には、コロナウイルスの基本的な感染予防対策なり、職員同士が接触機会をできる限り低減するような、どちらかというと、国なり京都府から情報提供をいただいたことをまとめたことが主な内容になっております。

それを、今後の事業継続計画を含めて内容としてまとめておるわけなんですけど、これにつきましては、構成団体さんなり、各工場の運転委託をお願いしております各業者さんを含めて、城南衛管としては今後こういうふうな対応の基本計画を定めているということで、情報共有なり、事業継続に向けての協力依頼をしております。

ただ、そういう観点から、内部事務的な要素が非常に高いものでしたから、基本的には事務要領という扱いで、庁内限り、もしくは構成団体さんとの情報共有に活用するという扱いにただ今のところさせていただいております。

今後につきましては、内容的にはもう少しコロナ対応等の知見がまとまったら随時改訂していく予定と考えておまして、もう少し整理した段階では、今後については広報的に検討させていただきたいなというように考えております。

以上です。

○丸山久志委員長 大河委員。

○大河直幸委員 事業継続計画をつくったということですから、これは内部事務の範疇やから皆さんにはお見せしていませんということではなくて、やっぱりそれは、ちょっと難しいことがあるのやったら、ちょっとお手間ですけども、平易に書いていただいて、どういうふうに衛管が対応していこうとお考えになっているのかというのを、やっぱり衛管議員の皆さんにもお知らせいただくということについてはやっていただきたいというふうに思います。それはちょっと本論じゃないのでそういうふうにしておきますけれども。

これ、よく分からないのが、職員、職員と書いているんですけど、この職員というのは衛管の職員のことを指しているんですか。要は、城南衛管の特徴は委託が多いということですよ。委託業者のところでもコロナウイルスの感染が拡大したら、業務が止まってしまうんですよ。城南衛管の職員さんの感染対策も当然大事ですけども、委託事業者のところでもどうやってもらうのかと。それも含めた計画にならんとどうしようもないというふうに思うんですが、職員というのは、委託業者も含めて全部職員ということなんですか。

○丸山久志委員長 杉崎事業部理事。

○杉崎雅俊事業部理事 基本的には内部職員、衛管の職員というのが対象になっておりまして、当然、内部で働く臨時職員、会計年度任用職員を含めて対象になっております。

ただし、委託職員については、我々、1日も廃棄物処理というのは欠かすことができないと。エッセンシャルワーカーというようなことで、仮にコロナが感染拡大、緊急事態宣言が発せられるような状況になったとしても止められないというところで、委託業者については、業者の対応計画を、城南衛管がチェックリストをつくりまして、どういった委託業者さんの対応ができていくかというのは細かくチェックさせていただいております。

あと、仮に業者サイドで起こったときにも、業者としてその企業のバックアップ体制、全国展開されているような業者さんもありますので、どういうふうなバックアップ体制があるのかと、あと、先ほど言いました我々の対応計画を示して、各業者についても基本的な感染症対策についてしっかりやっていただきたいということで業者に対してはお願いしております。

以上です。

○丸山久志委員長 大河委員。

○大河直幸委員 だから、それを説明せなあきませんやん。「しっかりやってくださいよ」と言っていますということだけじゃ何にも分からないわけですよ。委託業者に感染者がもし出た場合、長谷山は動くかもしれませんよ。感染者が委託業者で出た場合、折居はどうなるんですか。「しっかりやってください」と言うだけで対応できるんですか。そこをしっかり報告してほしいんですよ。

○丸山久志委員長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長 ページ数でいうと、3ページの(4)その他のところの②の予防対策の確認及び予防対策の強化の要請といったところについて私の方から詳しくご説明させていただきたいというように思います。

具体的に申し上げますと、4月13日、15日両日で、運転委託業者におけます感染予防対策のヒアリングをさせていただきました。そのヒアリングの内容は、まず、マスクの着用状況、手指の消毒の状況、食堂・昼休み等の食事における状況、委託業者の交通手段について等、詳しく状況をお聞きし、また、運転委託業者の中でも先進的に取組をされている業者さんがおられるところについては、ほかの業者さんに「ここの委託業者さんはこういうことをされているよ」ということをご紹介する中で、予防対策の強化を進めてまいりました。

さらに、その後、1週間程度先、4月22日、こちらの方で再度、マスクの着用状況、当初、4月13日、15日につきましては、当時、マスクの入手が非常に困難という状況がありましたので、委託業者の方でも、100%着用されていない委託業者さんも実

際おられました。そういうこともありましたが、13日、15日の指導を踏まえて、22日の再度のヒアリングのときには、運転委託業者全員がマスクの着用に至ることができました。

また、食堂の在り方につきましても、当時、4月13日にヒアリングしたときには、既に委託業者さんの方ではスクール形式で食事を取っているというところもございましたので、そのことをご案内をする中で、4月22日の時点では、多くの業者の方が食事の体制の在り方を見直ししていただきました。また、食事に関しましては、非常に人が密になるという状況も含めまして、我々当組合の会議室を委託業者の方に一部開放させていただいて、その軽減に努めてきたところでございます。

また、交通手段につきましては、ある委託業者におきましては、交通機関を非常に多数の方がご利用されているという委託業者さんもおられました。この方につきましては、できるだけ、少しでも混雑しない時間帯に帰っていただくことができないかなということも組合でも検討させていただきまして、仕事内容等を見直す中で、4時30分で終わるところを、4時に終わっていただいて、なるべく早い時間帯で帰っていただいて、すいた交通機関状態で帰っていただくという措置を、4月18日から6月17日まで、約2か月間ほどそういう措置を取らせていただいたところでもあります。

今、委員さんからありましたとおり、クリーン21におきましては委託業者と直営で運転しております。こういう場合におきましては、当然、委託業者の中で感染症が発生した場合、直営で運転をやり切ることが可能になりますので、そういった利点、直営の方が、感染をすれば委託業者の方で運転できるという利点がございます。

一方、クリーンパーク折居につきましては、SPCという特別目的会社における運営になっておりますが、こちらにつきましては、運営母体である日立造船を含めて、もしか運転要員で感染した場合、その補充体制をどのようにできるのか、また、必要最少人数の運転人員は何名であればできるのかということ等、運転体制についても、万が一発生したときの対策を講じてきたところであります。

ちょっと雑駁になりましたが、委託業者で感染が起こった場合の問題点につきましては以上のとおり対応させていただいてきたところでございます。

○丸山久志委員長 大河委員。

○大河直幸委員 ご説明ありがとうございます。

それで、クリーンパーク折居の方ですけども、今で言うと、これは班体制になっているんですかね。だから、班体制なので、1人の方が、もしか感染が判明すると、その班が全く動けなくなるということになることが想定されます。宇治市は消防で感染の方が出て、宇治市は英断だったと思いますけれども、班関係なくその消防署の方全員PCR検査を受けるという体制を取って、消防をうまく回したということで対応されました。ですから、この検査体制を、例えばこれは委託業者が持つのか、それとも、城南衛管が持つのか、検査費用の問題もありますけれども、そういったところまで含めて、ちょっと整理をしておかなければいけないのではないかとということが1点と、もう1つは、確認したいのは検査の体制ですよね。検査についてどう思われているのかということが

1点。もし感染者が出た場合のということが1点と。

もう1点は、今おっしゃったようにバックアップ体制ですよ。これは、契約上、何か担保されているのか。もし、クリーンパークで働いておられる方のところで一定の感染が広がった場合、状況としては、そこで働いている方は自宅療養いただくしかないですよ。その場合は日立造船などから来ていただけるという約束を既に取りられているのか。

この2点についてちょっと確認させていただきたい。

○丸山久志委員長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長 運転委託業務でありますので、業務として我々は発注をしております。それを受けて委託業者が請け負っているわけでありまして、それは業務量として請け負っているわけでありまして、当然ながら、請け負った業者におきましては、そちらの方で、どういう事態があっても業務を遂行する体制づくりを整えるというのが基本です。

ただ、このような新型コロナウイルス、誰しもが想像しなかったことで、様々、緊急的な状況が発生したわけですから、その辺は、正直、基本的には委託業者の方でやっていただくということではありますが、直営、委託関係なく、相互して、我々、使命としてあります、「1日も欠かさない、安心・安全な工場運転をする」ということを第一義にやってまいりたいというように思いますし、それに応じた検査の在り方になってこようなというように考えております。

以上です。

○丸山久志委員長 大河委員。

○大河直幸委員 ですから、万が一の話ばかりしていても仕方がないんですけども、委託事業者が「すみません、今現在、折居で働いている体制では回せない」というふうになった場合は、やっぱり来ていただくという体制が、まず第一に相談があるということですけども、今、そうならないという可能性も出てくると。ちょっと意味は遠いですけども、未曾有の事態ですからあり得ると。その場合は今現在の衛管の体制で折居を運転することは可能なんですか。

○丸山久志委員長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長 今現在、クリーンパーク折居について直営で運転することはできません。ただ、全てができないというわけではございません。当然、クレーンの操作等についてもできますので、感染状況にもよるとは思いますけれども、まず、ごみの受入れをするためには、ごみピットの状況を確保することが大切でありまして、まずもってクレーン操作ができるという部分につきましては、我々直営でも十分できますので。ただ、炉全体を動かすということになれば、今現在できませんということになります。

○丸山久志委員長 大河委員。

○大河直幸委員 ですから、そういった部分も含めて、委託事業者の間との詰めていかなければいけない点というのはまだまだあるというふうに思います。その点について、協議が調っているんだったら、今でなくても結構ですし、衛管議員にも何か提示をいただきたいし、これから整理していかなあかんことがあるんやったら、早急に整理して、整理が整った時点でしっかりとご報告いただきたいというふうに思うんですけども、最後、いかがでしょうか。

○丸山久志委員長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長 一定、先ほど申しあげました4月13日ないしは15日以降、コロナウイルスの感染を含めて、事業継続について運転委託業者と、クリーンパーク折居だけの問題ではなく、全ての委託業者の方々と話を詰めてきております。その上での事業継続計画であります。

ただ、できるところ、できないところも、正直、できないという中で整理させていただく中で、そしたら、あと、例えばクリーン21の方が焼却炉としては非常に大きな焼却炉、倍の焼却工場を持っていますので、そちらで焼却していくということになるかというように考えていますが、できるところとできないところは確かにあります。そういう中で整理整頓をさせていただいておりますので。また、委員さんから頂いたように、その旨、事業計画についての資料が欲しいということでもありますので、時期を見計らいまして、ご提示の方をさせていただきたいというふうに思います。

○大河直幸委員 よろしくお願ひします。

以上です。

○丸山久志委員長 ほかに質問はございませんか。

清水委員。

○清水章好委員 新型コロナウイルス感染症に関する対応に絡めて1点お伺ひいたします。

3番のごみの搬入・処理状況の表によりまして、可燃ごみの事業系等が343.45トン減少しております。次ページ(1)の説明にありますように、コロナの影響で、特に飲食業の業績が悪いように、ごみの量も減少しているようです。(4)搬入量の傾向には、「7月以降は、ほぼ前年度並みの搬入量となっている」とあります。飲食業を含む全ての経済再建を期待するものです。

私は、八幡市内の企業さんへコロナの状況、影響などをお聞きしたところ、ある一般廃棄物収集運搬許可業者さんからは、「1階が店舗で、2階に住んでおられるところなどは、コロナの影響でごみの量が減り、事業系ごみを一般ごみ(家庭系ごみ)として出

している事業所があるようです」とのお声を頂きました。

1つ事例を紹介しますと、宇治田原町のホームページには、事業系のごみ処理について、「住居と事業所が一体となっている場合でも、事業活動によるものか、家庭生活によるものか、発生源により家庭系と事業系を分けてください。事業系一般廃棄物を家庭系一般廃棄物のごみステーションに排出することはできません」と記載されています。

そこで、お伺いいたします。ごみの収集は各自治体が担っておりますので、城南衛生管理組合として、宇治田原町の事例を参考に、各自治体へ事業系のごみ処理について改めて周知・啓発をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。お聞かせください。

以上です。

○丸山久志委員長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長 事業系ごみについては2つの課題があるというように認識しております。

まず1つは、搬入されてくる事業系ごみの中身、不適物の混入があるということであり、例えば廃プラスチックというのは、事業活動に伴う廃プラスチックは産業廃棄物です。また、缶等の資源物も入っているというのが状況として見受けられます。入ってくる搬入物についての問題点が1点、そして、搬入量についてのことも課題点として持っております。これは当組合の条例の中でもうたっておりますが、まずもって第一義は住民さんの一般廃棄物を適正に、安心・安全に処理するということが我々の使命であります。住民さんの廃棄物の処理に支障のないところで事業系ごみを処理していきますよというようにうたっております。要するに、可燃物でありましたら、焼却工場2工場、処理能力というのがございます。その中での事業系の処理ということになってきます。まずは一般廃棄物、家庭から出てくる廃棄物を適正に処理する。その余力の部分で事業系を受けていくということになるので、おのずと事業系の搬入量が増えるということはやむを得ないということになります。そのためにも、事業系の適正な搬入、適正物だけを搬入していただく、そして、資源できるものは資源として資源化していただくということを、事業所さんに対してごみの減量・抑制にも努めてもらいたいというように日々考えております。

ただ、我々は事業系ごみを悪やというようには当然思っておりません。特に3市3町の事業所の方々につきましては、活発に、活力ある事業活動をしていただきたいと思います。その意味で、我々、廃棄物行政としてできることがあればやってまいりたいというように考えておりますが、以上のとおり、事業活動が活発になれば、当然、廃棄物は多くなるという状況になりますので、なお一層、ごみの減量、適正な搬入を求めたいというように考えています。

そういうことを踏まえまして、今現在、事業所向けの適正な排出に向けてのパンフレットの作成に着手しようとしております。今、委員さんから頂いた内容につきましても、そのパンフレットの中で盛り込んでいきたいというように考えていますし、今委員会でありました委員さんの意見につきましては、担当課長会議の中でご案内をさせていただ

き、構成市町で情報共用をしながら、事業系ごみの適正なごみ抑制を進めてまいりたいというように考えております。

○丸山久志委員長 清水委員。

○清水章好委員 ありがとうございます。

1つだけ確認させていただきたいというか、聞かせていただきたいんです。非常にありがたいご答弁を頂戴いたしました。パンフレットを作成された暁にはどのような形で3市3町に周知される予定なのか、決まっておられましたらお聞かせいただきたいと思っております。

以上でございます。

○丸山久志委員長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長 先ほど委員さんからもありましたとおり、排出段階の話でございますので、ここの範疇は、本来、構成市町の範疇であります。我々は処理・処分というのが仕事の範疇となってきます。

確かに事業系の問題につきましては、パンフレットを作成する中で、当然、構成市町さんとの協議を経て、それを構成市町の方から配布するのか、それか、衛管から配布するのか、または許可業者の方から配布するのか、配布の方法、周知方法はいろいろあるかなというように考えております。また、事業所に1軒ずつ出向いてご協力を求めるという方法もあるかというようには考えますが、非常に時間がかかる話かなというのは、今、思っております。

以上のとおり、本来、構成市町の範疇でありますので、その辺は、構成市町が主導的にやっていただく中で、私どもがサポートしていくという形になろうかなというように考えております。

以上です。

○清水章好委員 分かりました。ありがとうございます。

○丸山久志委員長 ほかに質問はございませんか。

亀田委員。

○亀田優子委員 私の方からもごみの搬入処理の関係でちょっと伺いたいと思うんですが、先ほど事業系ごみの質疑があったんですけども、事業系のごみの課題の中で、廃プラスチックだとか、リサイクルできるようなものも入っているというようなことがあったんですけども、それを衛管がつかむには、展開検査を行ってつかんでいると思うんですね。

そこで、お聞きしたいのは、やみくもに展開検査をしているわけではないと思うんです。ちょっとこれは地元の八幡市の担当の方から伺ったところ、やっぱりある程度目星

というか、ものをつけて展開検査を。ピットに放り込んでしまったら分からへんから、その前に出してくれということなので調べるわけですね。そうなったときに不適合物が入っているというのが分かると思うんですけども、その辺の回数だとか方法はどんなふうになっているのか教えてください。構成市町ごとでどれぐらいあるのかということも含めて教えてください。

○丸山久志委員長 川島施設部理事。

○川島修啓施設部理事 展開検査ですけれども、基本、毎月実施をしております、年に1度、構成市町さん、各廃棄物担当課の方、と一緒に検査に立会いしていただいて実施をしております。

ただし、この間、コロナ禍の関係がございまして、感染リスクのことであるとか、何よりも展開検査をする場合にタイベックという保護具を着用するんですけども、それがこの間のコロナ禍の関係で大変入手困難になっておりまして、実際、コロナ禍、今年度、4月以降からは、実態的には検査はできていないという状況でございます。

○丸山久志委員長 亀田委員。

○亀田優子委員 今年の4月以降はできていないということなんですね。分かりました。それまでは毎月1度、それから年1回は市町が立会いで行っているということなんですが、そうなれば、何か不適合物が混入していたりする許可業者が特定されて、その許可業者はどこやということ、衛管の方から構成市町に連絡が入って、業者に対して指導するという流れでいいんでしょうか。その辺りの流れを教えてください。

○丸山久志委員長 川島施設部理事。

○川島修啓施設部理事 検査の内容ですけど、おおむね3段階に分けて検査をしております、まず現場指導ということで、衛管の職員で指導すると。1袋程度のプラスチック、見るからにこれは誤って入ったのかなというような状況ですと、現場で「次から気をつけてくださいね」ということで指導する方法と、あと、2段階目としては、今、委員ご指摘のありましたように、これは明らかに産廃混入が認められるなどという場合につきましては、構成市町の方に連絡をしていただきまして、構成市町の方から指導をしていただくと。3点目、これは、過去にはあって最近はないんですけども、実際、組合職員と構成市町の職員さん合同で排出者のところに赴きまして、分別の要請をしているというような段階となっております。

○丸山久志委員長 亀田委員。

○亀田優子委員 大体分かりました。許可業者もやっぱり市町で許可を取り消されたら困ると思いますので、その辺はきちんとやっていかなあかんと思いますので。大体分かり

ました。

そうなれば、どこの市町のどの業者さんが回収しているごみの中に不適物が混入しているかというのは分かるということでもよろしいんですね。その辺り、もう一度確認をしたいと思います。

○丸山久志委員長 川島施設部理事。

○川島修啓施設部理事 今、委員ご質問のとおり、当然、どこの地域の事業系のごみというのは搬入時点で確認できますので、そういったご質問の内容で結構かと思います。

ただし、結構、1つの業者さんが各市町をまたがってという業者さんも多数おられますので、その辺りも必ずカードごとに各市町の発生が把握できるようになっていますので、特定はできます。

○亀田優子委員 分かりました。結構です。

○丸山久志委員長 ほかに質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○丸山久志委員長 ないようですので、2点目のごみ中継施設整備計画についての説明を求めます。

池本施設課長。

○池本篤史施設課長 それでは、配付させていただいております資料に基づき、ごみ中継施設整備計画についてをご説明させていただきます。

では、お手元の資料の1ページ、1、ごみ中継施設更新工事でございます。

令和2年3月に策定いたしました「ごみ中継施設整備基本計画」に基づきまして、現在、ごみ中継施設更新工事の発注仕様書の作成と今年度末の契約に向けて一般競争入札公募の準備を進めているところでございます。

続きまして、2、建設予定地内の旧法定外公共物の無償譲与でございます。

建設予定地内に旧法定外公共物(旧の里道・水路)が存在していたため、近畿財務局に無償譲与の申請手続を行いまして、本年6月に所有権移転登記を完了したものでございます。

続きまして、3、建設予定地の土壌調査の結果でございます。

建設予定地内に土壌汚染対策法に指定される特定有害物質を含む薬品などの使用履歴が事前調査で判明したことから、保健所と協議し、建設予定地の土壌調査を実施しています。

その結果としまして、特定有害物質全26項目のうち、資料、下表にございますとおり3項目(「砒素及びその化合物」、「六価クロム化合物」、「鉛及びその化合物」)について基準値を超過しましたが、その他の物質につきましては全て基準値内でありました。

下表の左の欄中、「溶出基準」及び「含有基準」につきましては、資料をめぐっていただき、3ページに用語の説明1と2をつけさせていただいておりますので、ご覧おきください。

戻りまして、1ページの中ほど、なお、基準値超過が判明したことから、土壌溶出量が最大となった箇所におきまして地下水の水質調査を併せて行ったところ、全て基準値内でありました。

これらの調査結果について保健所と協議をしております、汚染物質の摂取経路がないことから、今までと同様、健康被害が生じるおそれはないと考えているところでございます。また、保健所からは、拡散防除に努める工事計画とする旨の要請がございましたので、これを更新工事の仕様に盛り込むこととしています。

今後、この建設予定地におきましては、京都府により、これも3ページの用語の説明3に記載させていただいておりますが、形質変更時要届出区域の指定を受ける見込みであり、更新工事に伴い土壌を掘削するに当たり、保健所への届出を行うことになるものでございます。

また、これらの土壌調査の結果につきましては、既に近隣の農家組合へ報告、説明をしております、現時点で当該工事に対する意見等は出されておられません。

ここで、土壌汚染対策法の仕組みの概要と先ほど述べました更新工事の仕様に盛り込む計画内容につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、土壌汚染対策法の目的ですが、土壌汚染による人の健康被害を防止することにあります。土壌汚染に関する問題とは、土壌汚染が存在すること自体ではなく、土壌に含まれる有害な物質が私たちの体の中に入ってしまいう健康被害が生じるおそれがあるか否かがポイントとなるものです。その上で、この仕様に盛り込む工事計画につきまして保健所と協議・確認を行っており、健康被害が生じるおそれがないと考えていることから、土壌汚染対策法に基づく措置に準拠した舗装や覆土など、拡散防止対策を講じるということを基本とする計画としています。

続きまして、めぐっていただきまして、2ページの4、施設仕様でございます。

更新工事の積替・搬出設備につきましては、可燃ごみは、これまでの実績を踏まえまして、従来どおりコンパクト・コンテナ方式を指定するものでございますが、不燃ごみ及びプラスチック製容器包装につきましては、今後の収集体制等の変更にも対応できるよう、仕様を考えているものでございます。

なお、運搬車両の購入につきましては、基本計画で施設を整備した後の運営経費に含めておりましたが、発注から納車に1年以上を要すること及び施設仕様内容に合致させる必要があることから、更新工事に組み入れることとするものでございます。

続きまして、5、概算事業費でございます。

事業費につきましては、建設費に車両費を加えた額として、以下のとおりとなっております。

「ごみ中継施設整備基本計画」にお示ししておりますとおり、建設費が18億5,000万円、これに先ほど申しました運搬車両費2億円を加え、20億5,000万円となり、消費税10%を合わせまして、総額22億5,500万円となっております。

続きまして、6、完成予想図でございます。

北側（堤防側）から見た左の図と南東側（本庁舎側）から見た右の図を掲載させていただいておりますが、あくまで、完成図ではなく、現時点における施設のイメージ図としてお示ししております。

このイメージ図におきまして想定する施設の工程の概略ですが、ごみの搬入車両は、スロープを通りまして2階へ上がり、ごみを排出します。ごみは、設備を通過し、1階にあるコンテナやパッカー車に詰め込まれ、当組合の各室へ搬出することになり、この搬入から詰め込みまでの工程につきましては、臭気等の対策として、建屋内にて行う予定としています。

最後、7、今後の日程でございます。

本更新工事につきましては、10月議会の閉会日に当該議案を上程し、一般会計補正予算（債務負担行為）の承認をいただきたいと考えております。入札を令和3年1月に予定しておりますので、仮契約の後、2月議会で契約承認をいただき、今年度末に本契約の締結を予定しております。

工事期間につきましては、令和3年度から約2年間とし、令和5年4月からの施設稼働を計画しております。

なお、建設予定地につきましては、埋蔵文化財包蔵地（木津川河床遺跡）が位置するところであり、発掘調査等が行われる可能性があります。調査等がなされ、工期が延伸されることによって、施設稼働時期が遅れる可能性もあると推測しております。

ごみ中継施設整備計画についての説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○丸山久志委員長 以上で説明が終わりました。

質問はございませんか。

亀田委員。

○亀田優子委員 今の説明で、事前調査で特定有害物質を含む薬品などの使用履歴が分かったというふうにあるんですけども、事前調査はいつ実施をされたんでしょうか。それから、土壤汚染の原因は何なのか。それから、どのような調査を行ったのかということと、あと、調査対象は、建設予定地2,400㎡が敷地面積というふうに聞いていますが、全て対象になっているのか教えてください。

○丸山久志委員長 池本施設課長。

○池本篤史施設課長 事前調査ですが、昨年12月に実施しております。実施した内容としましては、土壤の汚染のおそれのある特定有害物質の種類を特定することを目的として、当該土地について可能な限り過去に遡り、資料収集や関係者からの聴取、現地確認等の方法で行っております。

調査範囲につきましては、建設予定地敷地内全てでございます。

汚染の原因につきましては、組合としても原因を明らかにすべく、先ほど申しましたとおり、参考文献等を調査させていただいたところですが、20年以上前に解体した施

設のことでありまして、土壌に関する法整備もされていない時代のことです。書類もなかなかなく、原因の特定は非常に難しかったと考えております。推定される原因はございますが、原因として特定することが残念ながらできなかったというのが大きなところだと思います。

以上です。

○丸山久志委員長 亀田委員。

○亀田優子委員 この「ごみ中継施設整備基本計画」を改めて読んだんですけども、これは、今年の3月に計画をつくられて、その46ページから「環境保全目標の設定」というふうにあります、例えば大気汚染防止関連とか、水質汚濁防止関連とか、騒音・振動とかというふうにはずっとあるんですけども、土壌汚染対策法に関わるような記述はないんですよ。12月に調査をされたのだったら、やはりこの計画にもきちんと上げるべきじゃないかなと思うんですが、なぜここには何もなく、この委員会に突然出てきたのかなというふうに思うんですけども、その辺はどういう経過でこの計画ができたのか教えてください。

○丸山久志委員長 池本施設課長。

○池本篤史施設課長 調査につきましては12月に始めましたが、土壌を分析する必要があるとして、分析した結果については時期がずれておりまして、基本計画の中に盛り込むまでには至らなかったものです。また、保健所と協議をしております、土壌汚染対策法に基づく措置が生じるおそれがないというふうな内容で一定確認はしております。保健所と、この土壌汚染に関することにつきましては全て協議と確認を重ねておりまして、その指導、確認の下、実施している内容としてありましたので、その時点で、土壌汚染対策法に係る部分について記述するに至らなかったというのが実態と考えています。

○丸山久志委員長 亀田委員。

○亀田優子委員 今の答弁でしたら、健康被害のおそれがないからということで書かへんかったということみたいですけど、やっぱりこういう調査をこれからやるわけじゃないですか、拡散防除の工事とかいうのをやるわけですから、やっぱりここに、計画なんですから、明記すべきやったんじゃないかなというふうに思うんですよ。どこを探しても、悪臭対策とかそういうことはあるんだけど、土壌の関係についてはないわけですよね。周辺、ここへ来るまでの間、農家も田畑もありますし、そこに被害は出ないのかもしれないんですけども、やっぱりこれは書くべきやったんじゃないかなというふうに指摘しておきたいと思います。

あと、ほかになんですけども、拡散防除の工事というのはどういうものなのか教えてください。

それから、更新工事の予算というのが膨らむのか。拡散防除の工事に係る費用も併せて教えてください。

○丸山久志委員長 池本施設課長。

○池本篤史施設課長 まず、拡散防除に係る工事の計画ですが、これもやはり保健所と協議を重ねておまして、確認をしておるところです。基本的には、土壤汚染対策法の健康被害のリスクについては、地下水で汚染されていること、もしくは直接摂取する、つまり、飛散などして口に入ってくるというリスクが2つあるというふうにされております。基本的には土中にありますので飛散することはないというふうに考えておりますが、土壤汚染対策法の措置にもあります舗装なり覆土という形で、飛散することがないような工事になるというふうに考えております。工法については、施工業者が決まっておりますので詳細は分かりませんが、基本的に土壤汚染対策法の措置に準拠した内容で拡散防止に努めようというふうに考えているところです。

あと、費用につきましては、今のところ、発注仕様書の作成をしている中で、入札に向けての積算の準備にかかっております。基本的には、総額としては基本計画の範囲内で収まるというふうな確認をしているところです。

以上です。

○丸山久志委員長 亀田委員。

○亀田優子委員 ここをちょっと見ていましたら、形質変更時要届出区域ということで、「更新工事に伴い土壤を掘削する」というふうにあるんですが、今の答弁で、拡散防除は舗装と覆土というふうにおっしゃって、上を覆うんですね。その土壤を掘削して、どこかでそれを、科学的な処理を行って埋め戻すとかいうのはやらないんでしょうか。

というのは、今、八幡市の京阪橋本駅前の開発でも、この3つの有害物質に加えて、フッ素かな、それも出てきて、かなりそこは土壤改良をしないとイケない地域ということで、原因は違うかもしれないんだけど、非常に心配をしているんですけども、その辺り、覆土と舗装で対応できるのかどうか、もう一度教えてください。

○丸山久志委員長 池本施設課長。

○池本篤史施設課長 保健所と協議している中では、保健所としては、掘削除去は汚染が拡散する危険があるので推奨していないというふうには言われております。工法につきましても、やはり、実際に実施する前に保健所の方に届出をしまして、その内容で問題ないというふうに確認された後に工事を行っていくという流れになっておりますので、私どもとしましても、実際に入札、落札した業者に対してその旨を確認し、保健所と協議をした上で実施することになると思っておりますので、問題ないのかなというふうに考えております。

以上です。

○丸山久志委員長 亀田委員。

○亀田優子委員 大体分かりました。

それで、この計画の中で、もう一度ちょっと確認になるかと思うんですが、プラと不燃、可燃と3種処理をする施設ということで理解していいのかということと、それから、国の方が廃プラスチックの対応の問題で、一括回収という、容器包装だけじゃなくて、プラスチック製品についてもリサイクルに回すような、そういう方針も出ているんですけども、そうなった場合に、この沢中継施設で対応できるのかどうか、その辺りを教えてください。

○丸山久志委員長 池本施設課長。

○池本篤史施設課長 まず、中継の方式ですが、委員のご質問のとおり、可燃ごみに、不燃ごみとプラスチック容器包装の3種類で計画しております。

あと、プラスチックごみの一括収集に関することにつきましてですが、これにつきましては、国からの発表以後、続報がないのが実際のところでございます。詳細が不明であってなかなか難しいなとは思っておるんですけども、基本的にできる限りの対応をしよう。例えば、現状、不燃ごみの中にあるプラスチック製品あたりがプラスチックごみになろうかなというふうに考えているところです。これにつきましては、内容が移動するというふうに考えていまして、総量としては変わらないのかなというふうに考えています。幸い、不燃ごみとプラスチック製容器包装を中継するという形になっていますので、設備の共有化でありますとか、共用できるような考え方も含めて、できる限り対応できるという仕様にしようというふうに考えているところです。

以上です。

○丸山久志委員長 亀田委員。

○亀田優子委員 できる限り対応ということで、その辺りは、やっぱりリサイクル、資源化を進めるという意味でも大変重要なことだと思うので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、最後なんですけど、22億5,000万円の事業費ということなんですけど、これには施設整備と車両が含まれていると思うんですけど、毎年毎年の管理運営費というのはまた別に発生するというふうに考えていいのかどうか、最後教えてください。

○丸山久志委員長 池本施設課長。

○池本篤史施設課長 これにつきましては、委員おっしゃったとおり、建設費と車両費というふうになっておりまして、運営費につきましては別途になるというふうに考えております。

○亀田優子委員 分かりました。

○丸山久志委員長 ほかに質問はございませんか。
原田委員。

○原田周一委員 今の件で少しお聞きしたいと思います。

まず、先ほどの説明で、特定有害物質を含む薬品等の履歴が判明したということなんです。下の測定結果のところを見ますと、砒素の場合は深さ0.6から5.1メートル、その他いろいろ掘られているわけですが、こういう物質は、例えば自然由来のものとして地層に含まれているものというのがあります。だけど、ここに書かれているのは、「使用履歴が事前調査で判明した」というふうに明示されているんですが、これは、何か先ほど聞き取り調査ということですが、使用履歴というのはどういったものでしょうか。教えていただきたいと思います。

○丸山久志委員長 池本施設課長。

○池本篤史施設課長 まず、使用履歴ですけれども、使用履歴につきましては、六価クロムについては試薬及びさび止め剤に含まれていたのではないかなというふうに考えております。今、現状、六価クロムにつきましては、さび止め剤に規制が入っているんですけれども、当時まだその規制はなかったもので、含まれていたのではないかなというふうに考えているのが1つ。

鉛と砒素につきましては、微量ですが、汚泥に含まれております。また、油類、ガソリン等を含めまして、鉛は中に入っているというふうに考えております。

あと、砒素につきましてはですが、砒素も先ほど申しましたとおり汚泥に微量に含まれているというところから、調査をするというふうにしたものでございます。

以上です。

○丸山久志委員長 原田委員。

○原田周一委員 今の説明で、そうしますと、全て人為的なものやというような感じですね。例えば、さび止め剤あるいはガソリン、こういうのは、極端に言えば、地中にあるものではないので、当然、後から人為的に入ったものやということですよ。そういったものが、成分としてここに含まれているのがこうして出てきたというふうに私は受け取ったんですけれども。

例えば、六価クロムとか鉛というものは、こういうのは自然に入るものではなくて、また、基準値から比べると、これはかなりの量ですよ。何年かたつと、放射線みたいに半減期というんですか、ずっとなくなっていくというようなものではありませんし。

それで、これは先ほど亀田委員さんが何か広さのことをちょっと、2,000何ぼかおっしゃったんですけれども、その広さの中の土地のどういった部分を調査されたのか。

例えば全面的に、何か、これは深さが書いてあるということはボーリングということやと思うんですが、どれぐらいの箇所を調査されたのか教えていただきたいと思います。

○丸山久志委員長 池本施設課長。

○池本篤史施設課長 まず、調査方法ですが、敷地内を10メートル間隔でメッシュ、縦横に線を引きまして、区画分けをし、それぞれにおいて調べたものとなっております。

濃度について少しあったので、補足で説明させていただきますと、今回、溶出基準で基準値を超過した砒素及び六価クロムにつきましては、土壤汚染対策法のガイドラインというのがございまして、その中に自然由来として考えるものとしてありまして、基準値の10倍程度までは自然由来とも考えられ、それを超えてもまだ自然由来の可能性もあることに留意することというような書き方がされております。とはいえ、自然由来であるというふうに考えているわけではないんですが、そういう可能性もある濃度であるというふうに考えているところです。

ただ、鉛につきましては含有基準でありまして、これは基準値を超えると自然由来とは言えないというふうにされておりますので、人為由来の可能性があるかなというふうに考えているところです。

箇所につきましては、約180か所調べておりまして、ボーリング調査も含めて実施しているところでございます。

以上です。

○丸山久志委員長 原田委員。

○原田周一委員 ありがとうございます。

180か所ということは、相当多くボーリングされた。そうなると、例えば、全然検出されない地域、それから、出てきた地域というのがある程度限定されてくると思うんですね。今おっしゃったように、砒素というのは、当然これは自然由来のものも多くありますので、10倍とか何とかいう基準というのも理解できます。それから、先ほど亀田委員の方からちょっとフッ素という話もあった。これも、当然、自然の中にあるものですから、許容の範囲の部分というのもあると思うんですね。

だけど、今言われたクロムであるとか、あるいは鉛、これは自然の中にあるものもあるんですけども、今言われたように、基準を超えると、これは自然由来ではないというようなことの基準というのが定められておる。先ほどガソリンとかさび止めとかいうような話もありました。特に鉛なんかは、エチル鉛というような化合物がガソリンの添加剤として入っていますよね。そういった部分で、かなりこれは人為的に、長年の間に、ずっと、こぼれたのか、どういう状態に入ったのか分からないですけど、それが地中にだんだん染み込んでいって、こういうような結果になっていると思うんです。ですので、その辺は、この工事を進めるに当たっては、やはり環境汚染のないようにしっかりと進めていただきたいと思います。

以上です。

○丸山久志委員長 ほかに質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○丸山久志委員長 特にないようでございますので、以上をもちまして本日の議題は終了いたしました。

なお、本日の委員会の発言については、速記録を点検し、不適切な発言等がありました場合は委員長において精査いたしますので、よろしく願いいたします。

これをもって、廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会を閉会いたします。

午前11時16分閉会